

# 部員と引退に関する規則

制定 2026年02月25日

## (諸定義)

第1条 引退者とは、本規則で定める引退を行った元部員をいう。

## (部員の権利及び義務)

第2条 部員は、特に断りのない限り、会則で定めるすべての権利を有し、義務を負う。

第3条 部員は次に定める権利を有する。

- 1) 部会での投票
- 2) 備品の購入申請
- 3) 部の備品、また消耗品を許可のもと使用する権利

第4条 部員は次に定める義務を負う。

- 1) 部の当番、その他業務への協力

## (引退者の権利及び義務)

第5条 引退者は、次に定める権利を除いて会則で定める部員としてのすべての権利を有する。

- 1) 部会での投票
- 2) 備品の購入申請

第6条 引退者は、次に定める義務が他すべての会則で定める義務より免除される。

- 1) 部費の納付
- 2) 本団体の業務への協力

第7条 本団体は引退者に対し、団体の備品、また消耗品の使用について、利用を制限または、利用料を請求する権利を有する。

## (引退)

第8条 学部4回生以上の部員は、次の各項のいずれかに該当する場合、任意の時期に引退することができる。

- 1) 6回分の部費を累積で支払いした場合
  - a 本項の条件を満たすために、6回分の部費の不足分を引退時に追加で支払うことができるものとする
  - b 一度退部した場合は、部費の累積支払額は0となるものとする
- 2) 本団体の活動において次に準ずる成果物を作成した場合
  - a 外部公開されうる記事
  - b 団体内に残るソフトウェア、ハードウェア、イラスト、その他価値あるもの
- 3) 本団体において幹部、幹部補佐等の役職に従事していた場合
- 4) 本団体の発展に著しく寄与したと部長、副部長のいずれか一名が認めた場合